

令和7年第9回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月8日（金） 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 4階 庁議室
3 議 案 別添のとおり
4 出席委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 2番 | 鈴木 久夫 | 3番 | 稲田 和子 | 4番 | 峯島 勝則 |
| 5番 | 綿引 桂太 | 6番 | 小徳 修一 | 7番 | 生田目 貴子 |
| 8番 | 大森 龍一 | 9番 | 堀江 秀男 | 10番 | 海野 浩行 |
| 11番 | 檜山 眞弓 | 12番 | 會澤 留美 | 14番 | 助川 智夫 |
| 15番 | 助川 操 | 16番 | 石崎 甲一 | 17番 | 福田 和一 |
| 18番 | 檜山 日出夫 | 19番 | 鈴木 洋 | | |

- 5 欠席委員
- | | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 大和田 憲秀 | 13番 | 大内 弘之 |
|----|--------|-----|-------|

- 6 議事録署名人
- | | | |
|-----|-------|----|
| 9番 | 堀江 秀男 | 委員 |
| 10番 | 海野 浩行 | 委員 |

議 長 ただ今より、令和7年第9回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 9番 堀江 秀男 委員
10番 海野 浩行 委員
のお二人をお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第3号まで、一括上程いたします。

議 長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第1号の説明 ）

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、議席番号 15 番 助川 操委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第 11 条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

（ 委員一時退席 ）

議 長 まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

12 番 図面の 3 枚目ですが、この地区は、新木崎の基盤整備事業が入っておりまして、この地図の辺りは、すでに交換が済んでいます。この水田は、第 6 工区に換地されています。申請人に確認したところ換地先が分かっていなかったようです。今後も同様な案件があると思いますので、この地区で申請があった場合には、事務局から基盤整備があることを伝えてもらえればと思います。

事務局 基盤整備等の情報が正式に事務局に届いているわけではありませんので、わかる範囲で情報の提供をしたいと思います。

議 長 ほかにご意見が無いようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 それでは、挙手全員でありますので、退席委員該当案件について許可と決定します。

（ 退席委員着席 ）

議 長 続きまして、事務局より説明のありました、その他の件についてご意見ををお願いします。

4 番 諮問番号 9 番ですが、耕作面積が 9 アールしかなく、従業 3 人でいま何を作っているのでしょうか。

事務局 申請書には山芋を作るとなっています。作業は主に申請人と奥さんが行い、息子さんは補助的な作業を行うとなっています。申請地の隣を現在耕作しており、地続きで耕作する予定となっております。

2 番 諮問番号6番ですが、これまでに農業の経験はないのでしょうか。

事務局 申請書には、農業の経験年数は、申請人は8年、奥様が11年となっております。申請人は、申請地の北側に住んでおりますので、目の前の農地を取得して農業を始めたいのだと思われます。

4 番 諮問番号5番ですが、耕作面積54アールで従業員4人で、7km離れたところから1,200㎡を耕作するとなっておりますが、何を作っているのでしょうか。

事務局 申請人は、数年前から少しずつ農地を広げております。申請書には、野菜と甘藷を作っております。

議 長 他にご意見が無いようですので、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール以下のため、当委員会で可否の決定をするものです。事務局の説明を求めます。

(議案第2号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました10件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見が無いようですので、10件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第2号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農政課からの説明になりますので、報告事項の後、休憩

を取ってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、5件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、7件ありました。

報告第4号 非農地証明について、2件ありました。

この件につきましては、担当委員より状況報告をいただきたいと思えます。

最初に、鴻巣地区担当の議席番号10番の海野浩行委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議 長 続いて、南酒出地区担当の議席番号3番の稲田和子委員より状況報告をお願いします。

(担当委員の報告)

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は10時15分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。

議案第3号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第3号の説明)

議 長 農政課より説明のありました案件について、議席番号12番 會澤留美委員が、自己に関係する案件であることから、那珂市農業委員会 会議規則 第11条により議事に参与することができませんので一時退席をお願いします。

(委員一時退席)

議 長 まず退席委員該当案件についてのみご意見をお伺いします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 それでは、挙手全員でありますので、退席委員該当案件について承認と決定いたします。

（ 退席委員着席 ）

議 長 続きまして、農政課より説明のありました、その他の件についてご意見をお願いします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 ご意見が無いようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 それでは、挙手全員でありますので、議案第3号については、すべて承認と決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもって、令和7年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時20分